

平成 30 年 4 月 1 日

社会福祉法人 松園福社会 行動計画 (第 3 回)

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 30 年 4 月 1 日 ~ 平成 35 年 3 月 31 日 までの 5 年間

2. 内容

目標 1 年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間 10 日以上とする。

<対策>

- 平成 30 年 4 月 ~ 年次有給休暇取得の状況をとりとめる
- 平成 30 年 10 月 ~ 事業所毎に年次有給休暇の取得計画を策定する
- 平成 31 年 4 月 ~ 取得の実施
- 各年で行う

目標 2 小学校就学前の子を持つ職員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 平成 30 年 4 月 ~ 職員へのアンケート実施、検討開始
- 平成 30 年 10 月 ~ 所内掲示板等で職員へ周知
- 平成 31 年 4 月 ~ 制度の導入

目標 3 :

<対策>

- 平成 年 月 ~
- 平成 年 月 ~
- 平成 年 月 ~